

# PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA  
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008  
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 26 年 2 月 26 日

各 位

## 2 月社長記者会見

1. 「地域における企業の株式上場に向けた成長支援に関する協力協定」締結に関するお知らせ <資料 1 >
2. 平成 25 年金融商品取引法の改正に伴う上場制度等の整備について <資料 2 >

以 上

# PRESS RELEASE



## 名古屋証券取引所

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008  
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 26 年 2 月 26 日

各 位

### 十六銀行、大垣共立銀行、百五銀行、三重銀行、第三銀行との「地域における企業の株式上場に向けた成長支援に関する協力協定」締結に関するお知らせ

当取引所は、岐阜県及び三重県を主要地盤とする株式会社十六銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、株式会社第三銀行の 5 行各々と、「地域における企業の株式上場に向けた成長支援に関する協力協定」を締結しました。

これにより、東海 3 県に本店を置く全ての銀行との間で協力協定の締結に至ったこととなります。

当取引所は、地域に密着する各行とのこのような協力関係の構築により、今後とも地域経済の活性化・発展に一層寄与してまいります。

#### 1. 協定締結日

平成 26 年 2 月 26 日（水）

#### 2. 目的

相互に協力して、地域における企業の株式上場に向けた成長支援を図り、地域経済の活性化・発展に寄与することを目的とします。

#### 3. 協定内容

- (1) 株式上場に関する個別相談対応
- (2) 株式上場に関する情報提供
- (3) その他両者が協議し合意した事項の推進

以 上

## 平成25年金融商品取引法の改正に伴う上場制度等の整備について

平成26年 2月26日

株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号）において、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として、インサイダー取引規制について会社関係者による情報伝達・取引推奨行為に対する規制が導入されることを踏まえ、当取引所は、上場会社及び取引参加者に情報管理体制の整備を求めることとし、その他所要の改正を行うこととします。

## II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は、上場会社の役職員による未公表の重要事実等の情報伝達行為等を未然防止する体制の整備に努めるものとします。</li> <li>・ 取引参加者は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るため必要かつ適切な管理体制を整備するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。</li> <li>・ 未公表の重要事実等の情報伝達行為等とは、改正法第167条の2第1項及び第2項に規定される行為を指します。</li> </ul>
2. 取引所への報告事項の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引参加者は、行政官庁、金融商品取引業協会等の処分により改善策等を報告した場合には、その内容を取引所に報告するものとします。</li> </ul>	

## III. 実施時期（予定）

- ・ 平成26年4月1日から施行します。

以 上